

社会福祉法人壬生町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(平成13年6月5日)

改正 平成13年10月18日 平成17年5月26日
平成20年3月25日 平成22年7月5日
平成22年11月30日 平成23年3月31日
平成24年3月19日 平成29年6月16日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人壬生町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「役員等」とは、本会定款第6条第1項及び第18条第1項に定める役員及び評議員をいう。

(役員等の報酬)

第3条 役員等に支給する報酬は、次の各号により、予算の範囲内において定める。

- (1) 会長 月額 25,000円
- (2) 常務理事 月額 190,000円

2 常務理事には、通勤手当を支給する。

(費用弁償)

第4条 無報酬の役員等が、理事会及び評議員会に出席したとき及びその職務のため旅行したときは、2,000円を費用弁償として支給する。

(重複報酬支払の禁止)

第5条 第3条第1項の報酬及び第4条第1項費用弁償は、壬生町議会議員及び壬生町行政機関の職員が役員等に就任した時は、これを支給しない。ただし、旅費については、本会職員の給与及び旅費に関する規程に規定する旅費相当額を支給するものとする。

(報酬の支払方法)

第6条 第3条第1項に規定する報酬の支払方法は、本会職員の例による。

(委任規程)

第7条 この規程に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成13年6月5日から施行する。

2 社会福祉法人壬生町社会福祉協議会役員等の給与及び費用弁償ならびに旅費に関する規程（平成元年3月22日壬社協規程第5号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成13年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月26日から施行し、改正後の社会福祉法人壬生町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。ただし、第5条については4月1日に遡り適用するものとする。